

施設経営情報

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
 社会福祉施設経営相談室
 TEL 076(432)6219
 FAX 076(432)6532


令和2年8月20日 No.146

所定労働時間が2暦日になる労働時間について

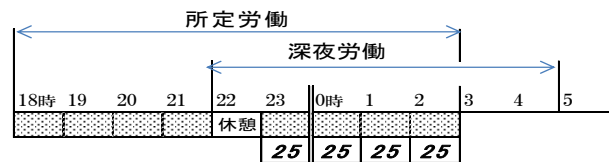
- (1) 1週間とは、就業規則その他で別段の定めがない限り、日曜日から土曜日までの暦週。
- (2) 1日とは、午前0時から午後12時までの暦日。継続勤務が2暦日にわたる場合は、暦日を異にする場合でも、1勤務して始業時刻の属する日の労働として、当該日の1日の労働とする。(労基法第32条、昭和63.1.1基発1号)
- (3) 休日とは、労働義務のない日のことで、単に連続24時間の休業ではなく、暦日を指し、午前0:00～午後12:00までの24時間になります。また所定の休日とされている日でも、前日の労働が深夜に及び、午前0:00を過ぎてしまうと、その日は休日を与えたことになりません。(法第32条、昭和23.4.5基発535号)

所定労働時間が2暦日の、割増賃金の計算(例)

1. 所定労働 + 深夜

所定労働 = 

- ・ 所定労働 18:00 ~ 3:00 →
- ・ 深夜労働(25%以上) 23:00 ~ 3:00 ⇒



2. 所定労働 + 深夜 + 時間外

- ・ 所定労働 18:00 ~ 3:00 →
- ・ 深夜労働(25%以上) 23:00 ~ 5:00 ⇒
- ・ 時間外労働(25%以上) 3:00 ~ 5:00 ⇒



3. 所定労働 + 法定休日労働 + 深夜

- ・ 所定労働 18:00 ~ 3:00 →
- ・ 法定休日労働(35%以上) 0:00 ~ 3:00 ⇒
- ※ (法定外休日労働は、25%以上で計算)
- ・ 深夜労働(25%以上) 23:00 ~ 3:00 ⇒

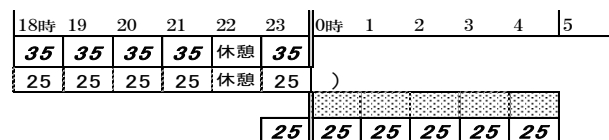
(2日目の法定休日労働は、35%以上の割増)



4. 法定休日労働 + 所定労働 + 深夜

- ・ 法定休日労働(35%以上) 18:00 ~ 0:00 ⇒
- ※ (法定外休日労働は、25%以上で計算)
- ・ 2日目の所定労働 0:00 ~ 5:00 →
- ・ 深夜労働(25%以上) 23:00 ~ 5:00 ⇒

(1日目の法定休日労働は、35%以上の割増)



社会福祉施設経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士、公認会計士・税理士、社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

相談内容は**秘密を厳守**しており、相談は**無料**です。

富山県社会福祉協議会ホームページにある指定の相談票にご記入のうえ、FAXにてご相談ください。電話による相談も対応いたします。また、内容により専門経営指導員と連絡をとり対応いたします。

月曜～金曜(祝祭日、年末年始休) 9時～17時

TEL 076-432-6219

FAX 076-432-6532

富山県社会福祉協議会ホームページ⇒『福祉サービスの向上』⇒『福祉施設の相談』⇒『相談票』

施設経営のQ&A

法人運営、労務管理、会計・税務、法律相談等、専門指導員が的確なアドバイスで応援します。

Q

本部会計

本部会計は必ず設ける必要があるのでしょうか。

A

本部に関する会計の区分は必ず設ける必要があります。

本部については、「法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なものとする」とされており、少なくともこれらの経費計上のために本部会計は必要です。

ただし、「本部会計については、法人の自主的な決定により拠点区分又はサービス区分とすることができる」とされており、拠点区分とするか、サービス区分とするかは法人の判断です。

一般的には、本部のみを一拠点として管理し、計算書類の注記まで本部として独立して別に作成する必要があるケースは少ないと思われるので、実務上はサービス区分として区分する事になるケースが多いと思われます。

しかし、例えば1法人2保育園（A園、B園）のケース等で、法人本部をどちらかの園つまり拠点（例：A園）のサービス区分として設定すると本部と、A園間の繰入はサービス区分間繰入となり、本部とB園間の繰入は拠点区分間繰入となるという様にかえて分かりにくくなるケースも想定されます。

このようなケースではA園拠点、B園拠点に加え、本部拠点を設ける事によって、本部に対し、A園、B園を同等に取り扱う事ができます。

Q

時間外労働の際に、割増賃金の基礎となる賃金の計算は、時間給者、日給者、月給者それぞれどのように計算したらよいのですか。

A

通常の労働時間、又は通常の労働日の賃金の計算額を基に、災害等による臨時に必要な場合の時間外労働等（法33条）、時間外及び休日の労働（第36条）を計算します。

割増賃金の基礎となる賃金の計算の際には、（則第19条）

(1) 時間給によって定められた賃金の場合はその金額

(2) 日によって定められた賃金の場合

（原則）日額を、1日の所定労働時間数で除した金額

（例外）日によって所定労働時間数が異なる場合は、1週間における1日の所定労働時間数で除した金額

(3) 週によって定められた賃金の場合

（原則）週の金額を、1週間における1日の所定労働時間数で除した金額

（例外）週によって所定労働時間数が異なる場合は、4週間における1週平均所定労働時間数で除した金額

(4) 月によって定められた賃金の場合

（原則）月の金額を、月における所定労働時間数で除した金額

（例外）月によって所定労働時間数異なる場合には、1年間における1月平均労働時間数で除した金額

～指導監査におけるポイント～ 定款等が実態と相違していませんか？

【よくある指摘事項】

定款又は定款施行細則が社会福祉法に準じていない、実態と相違している。

【事例】

○理事長職務代理者を選任する規程がある。

※法人代表権は理事長のみ認められるため、設けられません。

○廃止した事業を定款から削除していない。

○定款と報酬規程の内容が異なっている。

○選任された評議員選任・解任委員の人数が定款の規定と異なっている。

定款は、「社会福祉法定款例」を参考に作成し、実務と相違がないか定期的に確認してください。定款施行細則は法人の実情に合わせて定款と矛盾のないよう作成してください。